

令和2年6月23日 厚生委員会

市民生活部環境対策課

## 事務報告資料

- 1 し尿処理施設、ごみ処理施設及び埋立て処分施設の整備について . . . P 1
- 2 し尿処理等共同処理する新たな一部事務組合設立について . . . P 2

## 1 し尿処理施設、ごみ処理施設及び埋立て処分施設の整備について

東部組合議会定例会（令和2年3月26日開催）の概要

### (1) ごみ処理施設について

水の確保について、建設地が高台で大任町の上水では水圧が不足し、十分な水量が供給できないため、田川広域水道企業団に100t／日の水の確保を依頼している。

### (2) 埋立て処分施設について

ア 公募型プロポーザル方式で水処理施設の公募を行い、1社が応募してきた。現在、提案内容の確認中である。

イ 造成工事は、図面発注を行うこととしており、コンサルが実施設計を行っている。

ウ 埋立て処分施設は約57億円の予算としており、水処理施設及び造成工事で予算内に収まるように造成計画を作成中である。

### (3) し尿処理施設について

ア 2月末の工事の進捗状況は65%となっている。

イ し尿運搬車の搬入道路は、施設の稼働までに整備することとしている。

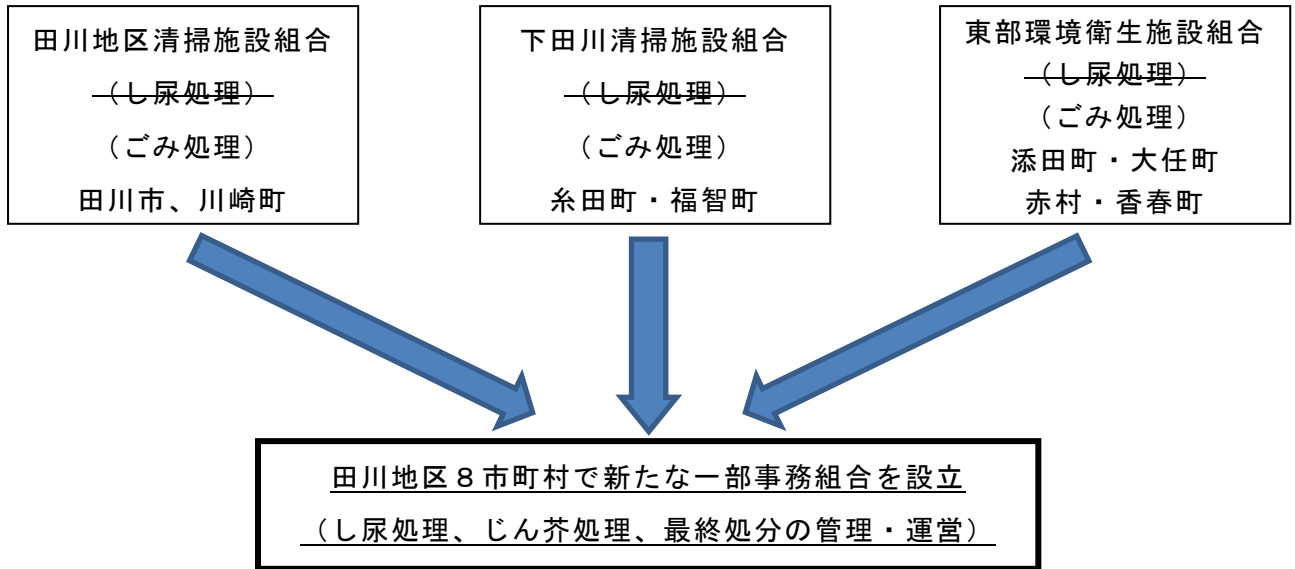
ウ 令和2年12月までに、施設の処理棟及び管理棟が完成予定である。

エ 令和3年4月の本格稼働の前に、試運転（同年1月から）を行う予定である。

2 し尿処理等共同処理する新たな一部事務組合設立について

田川地区 8 市町村が共同処理するじん芥処理・し尿処理・埋立処分に係る施設のうち、し尿処理施設は令和 3 年 4 月に稼働予定である。このことを受け、共同処理を行うための新たな一部事務組合を設立する。

(1) 新たに設立する一部事務組合のイメージ図



※ 新施設稼働後、旧施設に係る規約を改正する必要がある。(それぞれの構成団体で協議)

(2) 一部事務組合設立に向けた規約案の作成方針

規約案に盛り込む内容は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 7 条 1 項に掲げる事項等

地方自治法

(規約等)

第 2 8 7 条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定しなければならない。

- |                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| (1) 一部事務組合の名称       | (5) 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法 |
| (2) 一部事務組合の構成団体     | (6) 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法  |
| (3) 一部事務組合の共同処理する事務 | (7) 一部事務組合の経費の支弁の方法        |
| (4) 一部事務組合の事務所の位置   |                            |

2 (略)

(3) 今後について

ア 上記(2)の内容を担当課長会議、副首長会議を経て首長会議にて決定（規約案の審議）

イ 規約案について、それぞれの市町村の議会に上程（9 月議会予定）